

「関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第六号、第三条、第四条、第八条及び第十条第三号の規定に基づき、財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る電子情報処理組織による手続等を定める件（令和三年国税庁告示第二号）の一部を改正する件（案）」に対する意見募集について

1 改正の背景

国税庁では、法人設立ワンストップサービスを利用して設立登記手続を行った者に対して、デジタル手続法に基づき、オンラインで法人番号を通知している。

デジタル手続法では、オンラインによる通知は、通知を受ける者が電子で通知を受ける旨の表示をする場合に限ると定めており、その表示の方式は主務省令で定めることとされている。

「関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」第 10 条第 3 号では、その表示の方式について、「行政機関等が定める方式」としており、この「行政機関等が定める方式」について、国税庁告示において、法人設立ワンストップサービス利用時の本人認証方法である、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を送信する方式を規定している。

今般、利用者証明用電子証明書について、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により、新たに「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」（以下「スマートフォン用利用者証明用電子証明書」という。）が創設された。

2 告示改正案の概要

スマートフォン用利用者証明用電子証明書を利用する者に対しても、オンラインで法人番号の通知が可能となるよう、国税庁告示に、スマートフォン用利用者証明用電子証明書を送信する方式を追加する。